

予算決算常任委員会会議録（補正予算審査）

令和7年11月28日（金）

令和7年11月28日（金）午後2時42分から予算決算常任委員会を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

副委員長	丸山 国一			
委員	広瀬 明弘	高畑 一幸	青柳 好文	
	飯島 孝也	小林真理子	平塚 悟	
	佐藤 浩美	有賀 公子	荻原 哲也	
	佐藤 照幸	土屋 憲一	橋爪 孝裕	
	渡邊 敬介	山賀 沙耶		

○ 欠席した委員

委員長 高野 浩一

○ 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 相沢 俊行

○ 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹		
総務課長	志村 裕喜		
財政課長	田口 俊		
観光商工課長	林 正樹		
農林振興課長	有賀 博		
教育総務課長	清水 修		
総務課	高石 宏満	樋口 透	
財政課	中村 明博		
農林振興課	石原 久誠		
教育総務課	内藤 智子	小林 絵美	

○ 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第77号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第7号）

〔開会 午後 2時42分〕

- 副委員長（丸山国一君） ご苦労さまです。

初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おき願います。

高野浩一委員長より欠席の申出がありましたので、ご承知おき願います。

議員改選後、初めての予算決算常任委員会でございますので、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員15人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 副委員長（丸山国一君） 初めに、議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長（相沢俊行君） ご苦労さまでございます。

付託されました一般会計補正予算（第7号）でございますが、緊急性のある内容もありますので、ぜひ慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

開 議

- 副委員長（丸山国一君） それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、本日の本会議において当委員会に審査を付託された補正予算案1件について審査をお願いいたします。

議案第77号

- 副委員長（丸山国一君） それでは、議案第77号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

まず、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款について当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 副委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 22款の市債のところ、教育債、少人数教育推進の分ということで、元利償還金を25%ほど見ていただけるという内容ですけれども、これは少人数教育を県のほうが推進する中でということだと思えますけれども、例えば新年度に向けてここでということだと思えますが、償還の県の示されている分が25%以上上がるとか、そういうものなののでしょうか。それとも今年度中であればこの25%で見ていただけるのか、そういったところがどういようにお示しがされているのか確認でお伺いします。

- 副委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

この元利補給金につきましては、今年度から県が採用したものでございまして、また、今までは市で県の支援というものが全くなかったものですが、令和7年度からこの少人数教育推進支援資金というものを県が設立しまして、さらに元利補給金の25%を戻していただけるといったもので、今までこういったことをしてくれないかという要望に応えていただいたというものでございます。ですので、今後、本市でこの25人学級に対する改修等があった場合には、この制度設計にのっとり、この資金を借りる中で事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今、ご説明いただいたので、今年度から新設ということで、令和6年度のときにも新しくやるとき、こういう25人学級に対応したものの工事をしたときに、県がやっている施策なので、県のほうでというのを私も委員会で話をした覚えがあるのですが、過去のものはこの対象にはならないのですか。

- 副委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えをいたします。

結論から言いますと、過去のものは対象にはならないということになります。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） あともう一点伺いたいのですが、元利補給金というのは一遍に25%返していただけるのか、それとも償還するたびに25%給付というのですか、補給という形で入ってくるのですか。

- 副委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

山梨県振興資金債は据え置きなしの10年償還になりますので、その年度でお支払いをした元利分の25%がその年度で入ってくるということになります。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。
ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 副委員長（丸山国一君） ないようですので、歳入全款についての質疑を打ち切ります。
次に、歳出に入ります。
第6款農林水産業費について当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 副委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。
これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） この熊被害については大変皆さんの関心も高いですし、新聞にも甲州市のことが載っていたりするということなのですからけれども、緊急銃猟ということで、それをお願いするのは猟友会の方などをお願いをしようと思うのですけれども、この27万円の内訳をもう少し詳しく教えていただけますか。何人が何回やって、こういう計算になるとか、単価というのですかね、そして補償の分と費用の分というようなことがあるのかどうか、もう少し詳しく教えていただけますか。

- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

こちらの報償費につきましては、想定ですが、3回を想定しております。日当につきましては1日3万円、それに1回の出猟について3名を予定しております。こちらの出猟費については処分に対する費用も含めた3万円となっております。

以上です。

○ 副委員長（丸山国一君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

日当の3万円が高いか安いかということは処分の費用もということですので、それで、危険手当という何ですか、もしものときがあったら、その補償はまた別にあるというふうに理解していいですね。

○ 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君） 緊急時の保険の対応についてですが、例えばなのですが、今までも、今回、保険の加入も予定をしております。この保険につきましては、緊急銃猟時に、例えばですけれども、猟友会に依頼を行って銃猟を行います。そのときに家の壁ですとか窓、その辺を傷つけてしまった場合の補償に対する保険の加入も今回は検討させていただきます。

以上です。

○ 副委員長（丸山国一君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） その保険は日当の3万円とは別に保険加入ということで準備されているということでしょうか。

○ 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君） 保険については市で、一括で加入することになっております。

以上です。

○ 副委員長（丸山国一君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） とても大事なことだと思いますし、そして、猟友会の方が緊急銃猟という、そのことは本当にハードルが高いというのでしょうか、今まで猟友会の方々がやっていた猟とはまた別の危険ですとか、そういう緊張感を伴うものだというふうに思いまして、とても大変なことだというふうに思っています。それで、猟友会の方々の話合いというようなことで、この3万円とかそういうものが計算されたということでしょうか、それとも県下の大体の相場というのでしょうか、そういうものでやられたのか、いかがでしょうか。

○ 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

今回この補正を行う中で猟友会の方たちとも相談、話し合いをさせていただいた中で、やはり猟友会としても撃ちたいという思いがある方は当然いない中で、安心して緊急時にそういった対応をうちのほうからもお願いする中で、安心してやっていただくための保険の加入だと思っていますし、日当につきましても、県の普通作業員というところの中で金額のほうを参考にさせていただいて、計上させていただいたところです。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 県のほうでこの緊急銃猟とかのマニュアルを作成するという、そういうことで市町村もマニュアルをそれに倣ってというのでしょうかね、作成していくという、そういうことのようにすけれども、そういう費用みたいなものはこの中には入っていないと。別なことでしょうか。

- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。

- 農林振興課長（有賀 博君） これまで国の環境省のほうでガイドラインというのは作成していただいています。その中で国のほうからは市町村でマニュアルを作れというふうな指示になっているのですが、山梨県においては、県内統一でのガイドラインを作成していただくことになっておりますので、そちらのほうの対応をしたいと思います。費用のほうは考えておりません。

- 副委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

青柳委員。

- 委員（青柳好文君） 熊撃退スプレー購入費31万1,000円とあるのですが、どのくらい購入をされて、猟友会のほうに多分配と思うし、職員の方の駆除みたいなところにも配置しておくのかどうか、その辺のところをもう少し詳しく説明をお願いしたいなと思います。

- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。

- 農林振興課長（有賀 博君） 今回につきましては45本の購入を予定しております。緊急対応時のための配付ということになるかなと思うのですが、各猟友会に配付するのと、あと残りにつきましては、うちのほうで購入をして保管をしておいて、市で行うときのイベント等に貸出しを行うための20本というような形になります。

以上です。

○ 副委員長（丸山国一君） 青柳委員。

○ 委員（青柳好文君） はい、分かりました。

それともう一つ、鳥獣害防止対策協議会の補助金62万1,000円、その辺の内容をもう少し詳しくお聞かせ願います。

○ 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君） こちらにつきましては、これまで猟友会でも保有していませんでした熊専用の捕獲おりの購入と、あとは緊急銃猟時の弾を使用するのですが、そのときの弾の代金ということになります。

以上です。

○ 副委員長（丸山国一君） 青柳委員。

○ 委員（青柳好文君） 分かりました。緊急な対応というのですか、やっていただいて、本当にありがたく思っております。その捕獲をする猟友会の方々ばかりではなくて、市の職員の方も山に行ったりとか、マツクイムシの調査や水道課のほうは水源のほうに行くとかということもありますよね。そういった方々に対しての今のスプレーとか、そういうのも対応というかね、そういうふうな形でも使えるようにしていただければありがたいかなど。これは要望ですけれども、お願いいたします。

○ 副委員長（丸山国一君） 荻原委員。

○ 委員（荻原哲也君） 先ほどの青柳委員の質問にも関連するのですが、その熊撃退スプレーですね、今回、11月13日ですか、市内の三日市場地区で熊の目撃情報があって、捕獲のおりを仕掛けたという現状があるわけですが、やはり通学路であったりとか、子どもたちの例えばマラソン大会のコースに近かったりとかという状況もある中で、あと、後ほどの熊鈴にも関連するとは思いますが、例えば子どもたち、今、登下校の際に、行きは保護者の方がついて、また帰りは学校の先生がついて登下校を見守っているというような状況がある中で、例えば先ほどの熊スプレーですが、そういった登下校時というところの中で、そういった保護者の方であるとか、あとは先生のほうに貸し出すというようなことが可能なのかどうかということをお聞きできれば思っております。いかがでしょうか。

○ 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君） 今のところは緊急時の対応ということになりますので、

猟友会及びイベント等での貸出しを予定しての購入ということになっております。保護者の方等に貸し出すというところでの購入は今のところは考えておりません。

○ 副委員長（丸山国一君） 荻原委員。

○ 委員（荻原哲也君） 今のところ考えてないというお話だったのですけれども、やはり保護者の方であったりしますと、熊という部分に対しての恐怖心であったりとか、万が一というところに対してもかなりナーバスになっている部分もありますので、もし可能であれば貸し出しということも含めてご検討いただければと思います。これは要望ですので、よろしく願いいたします。

○ 副委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 先ほど佐藤委員の質問の中で、保険の適用のちょっとお話があって、流れ弾が当たった場合の補償ということはちょっとご答弁の中で伺ったのですが、流れ弾の人身被害とか、そういうのも対象になるのですか。

○ 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君） 人身被害等につきましては、ハンターさん個人が登録時に毎年ハンター保険に入っていますので、人身被害があった場合には、そちらのほうでの対応ということになると思います。

以上です。

○ 副委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） では、市で一括加入する保険の対象というのは物的被害に対する補償ということだけですか。

○ 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君） 保険の対象なのですが、跳弾による建物、自動車等の破損ですとか、そうですね、道路等が傷ついてしまった場合の対応にこちらの保険はなっております。

以上です。

○ 副委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

土屋委員。

○ 委員（土屋憲一君） 幸い人的被害がなかったようですが、その熊の足跡が確認できてから市民の方に周知徹底するところで、マニュアル等があったかと思いますが、何か課

題があったら教えていただきたいです。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 市内で確認できているだけなのですが、今年につきまして、11月10日の八坂神社付近での熊の足跡を皮切りに、16日までに確認できただけでも4回ほどのふんですとか目撃情報がございました。マニュアル等はなかったのですが、熊のふんがどういうものなのかとか、そういったものを写真等で示す中で、付近の地域のほうには回覧という形で区長さんにお渡しをする中で、皆さんにも周知をしたところがあります。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） ほかにございませんか。
飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 県下統一で緊急銃猟等のマニュアルを策定していくということですよ。緊急銃猟が起こる場合、今現在だったらどんな対応の仕方になっていくということでしょうか、お聞かせください。
- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 県が作っていただくというのはこれからになるのですが、国からは一応マニュアルが出ておりますので、それに沿って対応していくということになるかと思います。
- 委員（飯島孝也君） 具体的には。
- 農林振興課長（有賀 博君） 具体的には、様々な方法があると思うのですが、道路の封鎖ですとか、周知方法などは示されておりますので、それに沿ったやり方で猟友会に依頼する中で、警察等への協力を仰ぎながら行っていくことになるかと思います。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） 何か資料が欲しいのではないですか。
- 委員（飯島孝也君） その資料はあるのでしょうか。国のガイドラインなどが。
- 農林振興課長（有賀 博君） ガイドラインはございます。
- 副委員長（丸山国一君） 委員の皆さんもガイドライン等が一応手元にあったほうが、議員として必要なかと思いますが、いかがでしょうか。課長、それは提出できますか。

- 農林振興課長（有賀 博君） データでよろしいですか。
- 副委員長（丸山国一君） では、それでよろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
- 副委員長（丸山国一君） ほかにございますか。
飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 鳥獣害防止対策協議会補助金ということですが、これは、
猟友会ということだと思っておりますが、先ほどの捕獲わなですとか、実際に運用するのは
猟友会の方だと思いますので、ちょっと私が聞いたこと、捕獲わなもいろいろあるとい
うところで、今回はもう既にその捕獲わなの仕様なども決まっている形なのですかね。
希望は猟友会の方のお話もよく聞いて、対応がすごく柔軟というか、猟友会の方が使い
やすいような、対応しやすいような捕獲わななど、補助金の使い方もよくよく猟友会等
に、この対策協議会とも協議しながらやっていただきたいと思うのですが、どんなふう
にその辺を決めていくお考えですか。
- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 今回補正の検討をする中でも猟友会のほうと話をしてき
たところです。おりの形状ですとか、その辺につきましても猟友会のほうのお話も参考
にすることで決めてきた経緯がございます。ただ、全ての方たちに聞いたわけではありま
せんので、支部長単位になりますが、話合い、相談はさせていただいたところでありま
す。
- 副委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 基本的にこの補助金の使い道としては、弾と捕獲わなという考え
方で、ほかに使うものなどは何かあるのでしょうか。あと、捕獲わなの仕様がもうある
程度支部長等に聞いて固まっているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。
- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 今回の鳥獣害防止対策協議会のほうに支出する補助金に
つきましては捕獲おりと弾になります。捕獲おりにつきましては、これまで協議会、市
では、熊専用のおりというのは所有していませんでした。今回この専用のおりになりま
すが、ドラム缶を二つつなげたようなおりになります。そちらについてはドラム缶のお
りのほうが箱のおりよりも堅牢、頑丈です。捕獲した後に、市街地を想定しているの
ですが、熊が暴れておりを壊すというようなことになっても困りますので、暴れても変形

のしにくいドラム缶ということで選定をさせていただいています。また、ドラム缶のおりは搬送も楽に行えますので、箱わなですと、やはり熊は手がありますので、搬送することができないので、その場で処理をしなければならないということもありますので、ドラム缶であれば軽トラに乗せて搬送して、別の場所で捕獲をするということも考えられます。そのような点から今回はドラム缶のおりを検討させていただいております。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） その捕獲おりの、先ほど別のところに運んで処理というところで、使っていた捕獲おりは市街地でも処理しやすいもの、運べないからそこでも処理するしかなかったのかもしれませんが、運んで堅牢なおりなので、閉じられた空間というか、手も出ないようにということですが、処理は容易にできるようになっているようなものなのですか。

- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 一応前と後ろにメンテナンス用の窓がついております。そこを使っての処理になるかなと思いますが、捕獲と一言で言いましてもいろいろな方法があるかと思うのですが、その穴を使って処理をするというようなことを考えております。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
広瀬委員。
- 委員（広瀬明弘君） 農業事業者、どうしても畑へ行くのは大体1人でいきますが、そういう方に対しての何か手だてみたいなことはされるのでしょうか。イベント等では、この上のほうへはもう行かないでくれみたいなことで行かせませんが、畑を持っている方々というのは、熊が出るような近くでみんな畑作業をしたりするのですが、そちらのほうには何も支援はしないのかお聞きしたいと思います。

- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） そうですね、全ての方に対応できるかというところでは難しいところもあると思うのですが、自己防衛というのは、この地域のどこでももうしていただいてもいいような今状況でもあると思うのです。各自で鈴を用意していただくとか、目撃した場合、直ちに市及び警察に連絡をしていただければ、その後の対応はでき

るような体制は取っておりますので、ぜひ連絡をいただくのと、近づかないということが最優先ではないかと思えます。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬明弘君） やはり今は携帯を畑でも持っていると思えますけれども、直接ここへという電話番号が分かるようなことも周知できたらいいのではないかなと思えますが。
- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 一番分かりやすいのが110番ではないかと思えます。110番で対応を十分していただけるので、そのような対応でお願いしたいと思います。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 先ほどから熊の話なのですけれども、松里地域で目撃情報があったということも私も承知をしておりますし、ふんが落ちていたということも承知しています。先ほど新しい情報で足跡が確認されたということなのですが、どのくらいの個体数があるのかということ把握されているのですか。子熊を見かけたとかという話を聞きました。大きい熊はもう処理をしたという話も数か月前に聞いておりますけれども、同じ個体が出ているのか。それに対しての3人の3日に人区を出してということになると、3頭いるのか、5頭いるのかというのが全然分からないのですけれど、幽霊探しをするわけではないので、しっかりした個体数がいて、それを駆除するという目的の中でやっているのかどうかというのを教えていただければと思います。それで、過去に処理をしたとかという情報がもしありましたら、それも併せて教えていただければと思いますが、できる範囲で結構ですので、よろしく願います。
- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 個体数の調査につきましては、今は県のほうで、一括で行っていただいているものになるかと思えます。担当者会議が昨日ありましたが、その際でも来年の1月にこういう事態になりましたので、再度県のほうでは個体数の調査をするというふうな報告を聞いております。市内でこれまで目撃情報があった個体の頭数なのですが、足跡で見ると一つしかないのですが、それでは確認が取れないのですが、ふんの大きさですとか、その辺で見ると同じような大きさのふんなので、同じ個体では

ないのかなと、推測の範囲ですけれども、思っているところです。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 目撃情報とかの公表というのが重要になってくると思います。例えば、常に同じ道を通るドライバーさんたちが見たとか、そのような情報を農林振興課でよろしいですか、警察でいいのですか、通報するのは。そういうところをちょっと徹底していただけると、その辺をウォーキングする人たちにも安全・安心を呼びかけることができるのですが、今のところはウォーキングをちょっとしないでくれというような呼びかけしかできないと思うのですよ。だから、どんな形であれ遭遇しないということは、いつ何どき起こるか分からないということで、確定できないではないですか。だから、そのどのぐらいの啓発の想定をされているのか、もうちょっとお願いします。

- 副委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） 啓発につきましては、12月の広報で市内の世帯のほうに回覧する予定となっております。通報につきましては、緊急時ですので、警察あるいは市役所のほうにご連絡をいただければ、うちのほうで対応をするというふうになっております。

以上です。

- 副委員長（丸山国一君） 土日が休みだったりするから、その辺は連携をきちんと取っておかないと、全てがつながるわけではないからね。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 副委員長（丸山国一君） 第6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費について当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 副委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 25人学級にするための教室改修ということでありますけれども、その内容は、今ある教室、空いている、例えば別な何か違うところの教室に黒板をつけるとか、Wi-Fi環境を整えるとかということで740万円かかるということでしょうか。

○ 副委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

現状、塩山南小学校においては1クラスが普通教室としては足りないという状況であります。その中で相談室という教室がございますので、そちらについて普通学級に改修をしていくと、そういう中身でございます。工事の中身につきましては、先ほど申し上げましたが、前面の黒板の改修、後ろ側ですね、背面のほうの掲示板等の改修、それから空調設備の設置というところが主な内容でございます。

以上であります。

○ 副委員長（丸山国一君） よろしいですか。

塩山南小の教室の配置についての資料が手元にあります。配付を求めておりますけれども、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○ 副委員長（丸山国一君） それでは、配付を許可いたします。

（資料配付）

○ 副委員長（丸山国一君） それでは、お手元に教室の配置図があると思います。課長のほうから説明をお願いします。

清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） では、お手元の資料につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただきましたのは、本年度の塩山南小学校の教室の配置図でございます。先ほど申し上げましたとおり、6年生の教室が1クラス足りないという状況でございますので、北館2階の、左から5つ目、3、4年の活動室というところがあるかと思えます。そちらの教室について普通教室に改修をしていくと。そのことによって3年生と4年生、全3クラスずつが2階に全て集中をすると。3階については5年生と6年生が3クラスずつ配置されるという形で来年度は考えていきたいというところがございます。

以上であります。

○ 副委員長（丸山国一君） 質疑はございませんか。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君） これが後ほど第3表で出てくる繰越明許になっていて、令和6

年の12月にもやはり一つの教室を25人学級に対応するため、教室が足りないということで、ちょうど1年前にも同じような補正がかかっている、当初予算でやっていれば繰越明許費にしないでもこういうことが可能だったのではないかと思うのですが、どうして今のタイミングになるのかをちょっとお願いします。

- 副委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

25人学級につきましては、県のほうで定めているもの、学級編制については県のほうで専決事項に当たりますので、当課においてそれをどうこうということではできません。県のほうで改めて25人学級にするよということで、今年度中にお示しをいただいた。塩山南小学校が現在については、そこが該当になっていくと。そこについても教室を2クラスのまま先生を多く配置するというような方法もあるのですが、本市においてはクラスとして3クラスを用意するので、先生のほうを配置してほしいということで、県のほうにも要望させていただいているところでございます。そのタイミングが本年度中であったため、このタイミングで補正予算計上とさせていただいたという中身でございます。

- 副委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） すみません、繰越明許のほうで聞いたほうがいいのかと思って、工事の期間とか……
- 副委員長（丸山国一君） 後でお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

萩原委員。

- 委員（萩原哲也君） 熊鈴の件でお伺いします。このたび107個ということで、全児童分の熊鈴の確保をいただけるということなので、本当にありがとうございます。

先ほど、農林振興課の部分でもお話ししたのですが、熊鈴と熊撃退スプレーですね、こちらの本数はある程度やはり限りがあると思うのですが、できればこの熊鈴と併せて熊撃退スプレーの購入とかもご検討願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 副委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

熊スプレーに関しましても、農林振興課長からも情報としてはいただいているところであります。熊スプレーに関しましては、その噴射範囲というか、有効範囲というのが4

メートルから5メートル程度であるということでお話を伺っております。

先ほど農林振興課長からもありましたとおり、猟友会の方、ある程度専門的な知識を有している方でないとそこは対応ができないのではないかなという懸念がございますので、ある意味そういったことには不慣れな教職員あるいは保護者の方に対してお渡ししても、5メートル前にいる熊に対し、しかも目を狙わないといけないというさらに制約もかかりますので、非常にそこは難しいのではないかなというのが当課で出た結論であります。

もちろん様々な対策を行う中での一つの対策ではあるということも認識はしておりますが、現状では今のとおり大変難しいのではないかと、実際使い慣れていない方たちにお渡しする、あるいは万が一誤射ということも考えられますので、その場合、熊の目が駄目であれば人間の目も駄目ですので、そこはやはり考えていかなければならないところであるということから、現状では今のところ考えてはいないという状況であります。

- 副委員長（丸山国一君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 事前にそういった形で検討されているということは分かりました。ただ、できれば猟友会の方とも、もしそういった機会がいただけるのであれば、ある意味そういう使い方みたいなものも含めて、今後検討もしていただければと思いますし、ぜひまたそういった安全対策のほうは引き続きよろしくお願ひしたいと思います。
- 副委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。
平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 教育総務費の熊よけ鈴の購入ということで、まだ可決もしておりませんが、全国でこうやって熊対策のグッズ、これだけの数をそろえていくというのも大変なことだと思いますけれども、最短でできる限り子どもたちに、各ご家庭に配布していただきたいと思ひますけれども、どうでしょうか、この臨時会で可決した後、どのぐらいの日程というか、スパンで、これがあれば安全というわけではないですけれども、安心を与える対策の一助とするというところで、どのぐらいの期間で手元に出せるかどうかというところを確認でお伺ひいたします。
- 副委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今回補正予算計上をさせていただく上で、先ほど申したとおり、追加購入でありますので、従前から購入をさせていただいている業者のほうに改めて見積りについては徴取をさせていただいたという流れでございます。その際に併せてどの程度の納期がかか

るかということもお話をさせていただいております。ただ、やはり今、平塚委員がおっしゃるとおり、全国的にも熊の対策というのは行われている状況でありますので、なかなか難しいというお話はいただいておりますが、できるだけ早く納入をお願いしたいということで、併せて業者にはお話をさせていただいております。

また、11万9,000円という金額でありますので、地方自治法施行令の中における随意契約に当たるものというふうに考えております。ご議決をいただいた後には、直ちに課内のほうで執行の状況をさせていただいて、なるべく早く子どもさんたちのお手元に届く準備はしたいなというふうに思っております。

- 副委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 副委員長（丸山国一君） 教育費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2表地方債補正について当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 副委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 副委員長（丸山国一君） 第2表地方債補正についての質疑を打ち切ります。

次に、第3表繰越明許費補正について当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 副委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 空調機が遅れるということで、空調機はどのくらいに用意ができる予定なのですか。

- 副委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

本日ご議決をいただきましたら、直ちに入札に取りかかる準備をしまいたいと考えております。先ほど申し上げましたとおり、空調機に関しましては、やはり全国的にも

空調を学校施設につけるというようなことが多くなってきております。その中で不足するというような見込みが言われておりますので、現在の予想では令和8年の5月を目途に工事は完成をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

- 副委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
 - 副委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
 - 副委員長（丸山国一君） 第3表繰越明許費補正について質疑を打ち切ります。
-

討論、表決

- 副委員長（丸山国一君） 次に、討論を行います。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 副委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第77号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 副委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
以上で本日の議題は全て終了いたしました。
これをもって予算決算常任委員会を散会いたします。
〔散会 午後 3時35分〕